

(案)

杉並第 号
令和 年 月 日

様

杉並区長 岸 本 聡 子

公園施設設置許可書

令和7年 月 日付けで申請のあった公園施設の設置及び管理については、都市公園法第2条第2項第7号及び同法第5条第3項に基づき、下記のとおり許可します。

記

- 1 設置場所 下高井戸おおぞら公園 管理棟西側入口左横（屋外）
- 2 所在地 杉並区下高井戸二丁目28番23号
- 3 公園施設の種類 飲料用自動販売機2台及び使用済み容器回収ボックス
- 4 設置目的 公園来園者の利便を図るため、清涼飲料水を販売する。
- 5 設置者
- 6 許可期間 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで
- 7 許可条件 別紙のとおり
- 8 使用料 月額_____円とする。（ただし、期間が1月に満たない端数は、1月とみなす。）

(案)

(許可条件)

一、施設の設置及び管理等にあたっては、以下の各項を遵守すること。

1 自動販売機等設置箇所

自動販売機等設置箇所は、別図に図示する箇所とする。

2 電気料金の負担

電気料金は設置者負担とする。設置者は、納入通知書に基づき、責任をもって納期までに納入すること。これら負担額を決定するため、電気メーター（子メーター）を自動販売機と併せて設置すること。

3 設置機器等の仕様

(1) 災害対応型の自動販売機を設置すること。

(2) 日本工業規格（JIS規格）の据付基準、又は（社）全国清涼飲料工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止策を講じること。

(3) （社）日本自動販売機工業会の自販機堅牢化基準の遵守や、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変による偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪防止対策など、設置場所に応じた防犯対策を講じること。

(4) 学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン冷媒を採用した機器等環境負荷の軽減に努めること。

(5) 500円硬貨及び新1,000円紙幣が使用できる機器を設置するよう努めること。

(6) 電子マネー決済端末など、利便性が向上する機器を設置するよう努めること。

4 使用済み容器回収ボックスの併設

販売する清涼飲料水等の使用済み容器を種類別に分別できるよう、販売種別に応じた使用済み容器回収ボックス（以下「回収ボックス」という。）を自動販売機に併設すること。なお、回収ボックスは、使用済み容器が溢れないよう十分な収容容積を有し、かつ、使用済み容器投入口等は一般ゴミが入りにくい形状を有するものとする。

5 景観保持

設置する自動販売機及び回収ボックスの配色及び意匠が、設置箇所の景観を損なわないよう配慮すること。

6 販売品目の条件

(1) 販売品目は、ビン・カン・ペットボトル・紙パック等の清涼飲料水及び乳飲料とし、酒類・食品・タバコ・その他雑貨品等は除くものとする。

(2) 販売品目は、本物件を管理する杉並区長と協議のうえ適宜変更するものとする。

(3) 販売価格は、標準販売価格以下に設定すること。

(4) 自動販売機間で重複した商品を販売しないこと。ただし、商品の内容が同一でも、内容量、容器の種類、温度のいずれかが異なる場合は、別の商品とみなす。

7 維持管理

(1) 商品の補充及び金銭管理並びに自動販売機及びその周辺の清掃を適切に行うこと。また、搬出入等の時間及び経路については、杉並区長の指示に従うこと。

(2) 衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）や業界自主基準等の遵守及び徹底を図ること。また、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく

(案)

手続きを行うこと。

(3) 回収ボックスから使用済み容器が溢れないよう随時回収の上、容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）など、関係法令に基づいて適切に処理すること。

(4) 自動販売機での作業時間及び自動販売機への移動経路については、杉並区長の指示に従うこと。

(5) 自動販売機の故障、問い合わせ、苦情等については、自動販売機に連絡先を明記し、設置者の責任において即時対応すること。

(6) 上記「2 電気料金の負担」の電気メーターを月に一度確認し、電気量を報告すること。

8 広告の掲示

(1) 自動販売機に広告を掲示する場合は、自動販売機の管理及び販売品目に係るものとし、掲示前に杉並区長の同意を得ること。

(2) 杉並区長から、区政情報等に係る広告の掲示について協議があった場合は、協議内容に協力するよう努めること。

9 緊急災害時における飲料提供

地震・風水害その他の災害時において、自動販売機内の飲料を無償提供することについて、杉並区長又は杉並区長が指定する者と別途協定を締結すること。

10 売上実績の報告

(1) 設置者は、設置する自動販売機1台ごとに月別の売上状況を売上報告書にまとめ、四半期ごとに杉並区長に提出するものとする。

(2) 設置者は、売上報告書は紙又は電子データで契約終了後5年間保存の上、杉並区長から提出の請求を受けた場合は、すみやかに杉並区長に提出するものとする。

11 施設の改修

許可を受けた施設の改修、補修等を行う場合は、事前にみどり公園課に連絡し、承諾を受けた後に実施すること。

12 許可の取消・変更

公園の管理運営上必要があるとき、又は、この許可条件に違反する行為があると認められたときは、許可期間中でも本許可を取消しできるものとする。

13 許可の終了及び原状回復

許可期間が満了及び許可を取消されたときは廃止届を提出し、当区立会いの上、現状に復すること。この場合、現状に復することが不相当と認められる時は、当区の指示に従うこと。

14 損害賠償

設置者は、その責に帰する事由により、他の公園施設をき損したときは、その損害を賠償すること。

15 不服申し立て

この設置許可について、不服があるときは、この許可書を受け取った日から起算して60日以内に杉並区長に異議申し立てすることができる。

二. 上記以外の事項において対処すべき事例が生じたときは、両者において協議して対応すること。

(案)

【別図】

